四日市市の こどもまんなか



こどもが安心して健やかに育つためには、こどもの声や想いを大切にすることはもちろん、
子育てをする人が安心してこどもに向き合える環境も大切です。
「こどもまんなか」のまちとして、こどもや子育て世代に選ばれ、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めています。

「こども基本法」を知っていますか？

「こどもまんなか」とは、すべてのこどもや若者たちが幸せに暮らせるように、常にこどもや若者の今とこれからにとって最もよいことは何かを考え、社会全体で支えていくことです。

こどもまんなか社会を実現するために、令和５年４月に「こども基本法」が施行されました。この法律は、こどもを「権利を持つ主体」として尊重し、こどもの視点に立った施策を国や自治体が責任を持って進めることを定めています。

こども基本法の六つの基本理念

1. すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
2. すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
3. 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること
4. すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
5. 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
6. 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

四日市市 こども計画を進めています

市では、一人ひとりのこどもが幸せな状態で生活を送ることができるよう、こども・子育て施策を推進するために、同計画を策定しました。こどもの意見を尊重し、こどもにとって最善の利益を考える社会（こどもまんなか社会）の実現を目指し、さまざまな施策でサポートしていきます。

より分かりやすい表現にした「やさしい版」もあります



計画の詳細はこちら▶

子どもの権利条約「４つの原則」

こども基本法の土台には、日本が 1994 年に批准した国連の「子どもの権利条約」があります。この条約の定めるさまざまな権利に共通する基本的な考え方は「４つの原則」と言われ、あらゆるこどもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切とされています。

「子どもの権利条約」について



こどもまんなかは、 こどもの声を 聴くことから

こどもの意見や選択・決定を尊重し、一人ひとりの自己実現を後押しするために、まずはこどもの声を聴くことが大切です。

大人でも、自分の考えや気持ちをうまく伝えることは簡単ではありません。こどもも、自分の気持ちや想いを伝えるときに、うまく言葉にできなかったり、「言っていいのかな」と迷ったり、不安やプレッシャーを感じたりすることがあります。だからこそ、大人には、こどもが安心して話せるように、こどもの気持ちや状況に合わせて聴く工夫や配慮が求められます。こどもが自分のペースで考え、伝えられる環境をつくることは、「こどもまんなか」のまちづくりの第一歩です。

こどもの声を聴くためのポイント

1 「聴いているよ」を伝える

- アイコンタクトやあいづちを大切にする
- 体や顔をこどもの方に向ける
- 表情にも気を配る



2 大人の当たり前を押し付けない

- 自分（大人）の価値観を押し付けない
- 答えを誘導しない
- 「こう思っているはず」と決めつけない



3 聴くことを大切にする

- ながら聴きや無反応、話への割り込み、否定、問い詰め、いきなりのアドバイスなどは避ける



小学生～高校生向けアンケート　実施中

本市ではパソコンやスマートフォン・タブレットを使って答えられる「市政ごいけんばん」というアンケートを行っています。市の取り組みや考えていることに対する皆さんの考えを聞き、四日市市での生活がより良いものになるようにしていきます。ぜひ、モニター登録をしてアンケートにご協力ください。



アンケートテーマ　「こどもの居場所について」

対 市内に在住する小学生～高校生　時 11月５日(木)～20日(金)

他 公立小・中学校に通っている人は、モニター登録の必要はありません（学校で使っているタブレットから回答できます）。私立小・中学校に通っている人と高校生は、「登録フォーム」からモニター登録をしてください。モニター登録後、アンケート回答に必要なパスワードをお送りします

小学生向け　中・高生向け



こどもの命と権利、そして未来を守るために

全国の児童相談所が児童虐待相談として対応する件数は年々増加傾向にあります（令和６年度223,691件）。こどもの権利を侵害する児童虐待は決して許されないものです。

児童虐待とは？

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせるなど



性的虐待

こどもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど



ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど



心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう（面前DV）など



「児童虐待では？」と感じることがあれば、下記の相談先へ

「児童虐待では？」と感じることがあれば、こども家庭センター、または児童相談所へご連絡ください。その連絡がこどもを守り、保護者への支援にもつながります。また、子育てに不安を感じたり、悩んだりした時には、ひとりで抱え込まず、すぐに相談してください。

相談・問い合わせ

●こども家庭センター　こども家庭係
TEL 354-8276
時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
8：30～17：15

●児童相談所虐待対応ダイヤル
TEL 189
（24時間受付／通話無料）

●子どもの虐待防止ホットラインよっかいち
TEL 353-5110
時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
8:30～17:15

オレンジリボン運動

こども家庭庁では、児童虐待に対する社会の関心を高めることを目的に、11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施しています。11月は「秋のこどもまんなか月間」の取り組みの一つとして、全国でさまざまな啓発活動が行われます。

オレンジリボンは、「こども虐待防止」のシンボルマークです。オレンジ色はこどもたちの明るい未来を象徴しています。この運動では、賛同者がオレンジリボンを身に着けることで、虐待防止の意志を表し、社会全体でこどもを支え合うというメッセージを発信しています。



総合会館１階に毎年設置するオレンジリボンツリー

子育ての「困った」を、ひとりで抱えないために



子育ては、楽しいことやうれしいことがたくさんある一方で、「どうしたらいいんだろう」「誰に聞けばいいんだろう」と迷うこともあります。こどもの成長や生活について気になることがあるとき、子育てについて相談したいとき、地域の情報を知りたいとき。子育てをする中で直面するさまざまな場面で、必要な情報や支援につながることができるよう、本市では、子育て中の人を支えるさまざまな取り組みを進め、相談窓口を用意しています。

妊娠中のこと、赤ちゃんの成長や育児のこと、こどもや家庭のことについて相談したい

保健師、看護師、助産師、管理栄養士、歯科医師（非常勤）などの専門職が、妊娠中から産後の育児まで、随時相談に応じます。また、保育士、臨床心理士、教員免許などの資格を有する子ども家庭支援員が、養護相談や育児しつけ相談など、こどもや家庭に関わる相談にも応じます。



来所・電話相談

時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8：30～17：15　所 総合会館3階
問 妊娠中の相談や産後の育児相談　354-8187（こども家庭センター母子保健第１・２係）
こどもや家庭に関わる相談　354-8276（こども家庭センターこども家庭係）

子育ての悩みや、利用できる支援について知りたい

子育てコンシェルジュが、子育てに関する不安や悩み、心配事などの相談に応じます。ちょっとした気がかりでも、お気軽にご相談ください。

子育てコンシェルジュ相談ダイヤル

●こども未来課	TEL 327-6325
●橋北子育て支援センター	TEL 331-1875
●塩浜子育て支援センター	TEL 345-3553
●こども子育て交流プラザ	TEL 331-5560

ひとり親家庭での子育てや自立について相談したい

母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の母・父や寡婦が抱える悩みごとの相談に応じ、自立に必要な情報を提供します。

来所・電話相談

時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
8：30～17：15
所 総合会館３階
問 354-8298（こども家庭センター管理係）

＼子育ての情報をまとめて調べたい！／

よんいく で探してみよう



本市のこども・若者向けの取り組みや、子育て情報、お出掛けスポットが検索できるサイトです。「よんいく」の名称には、「四日市市でこどもと未来を育む」という思いが込められています。

よんいく

よっかいち子育てガイドブック

お役立てください！

妊娠・出産期からこどもの年齢に応じた制度・諸手当、各種相談先など子育てに役立つ情報が満載のガイドブックです。こども未来課（総合会館３階）、子育て支援センターや児童館、図書館などでも閲覧できます。

電子書籍版



親子で出掛けてみよう！

子育て支援センター・児童館



子育てをする中で、「毎日同じおもちゃで飽きないかな」「同じくらいのこどもを育てる人と交流したい」「ちょっと気分転換に外に出たい」と思うことはありませんか。本市には、こどもと保護者が安心して過ごせる場所があります。

子育て支援センター（市内25カ所）

乳幼児と保護者が気軽に遊んだり、交流したりできる場所です。子育てに関する相談や情報提供、親子で楽しめる行事などを行っています。保健師や栄養士などに専門的な相談ができる日もあります。





予約不要！
おもちゃや絵本が自由に使える！

開所日時や行事予定など詳しくは「よんいく」へ

児童館（市内４カ所）

本市には、こどもの家、北部児童館、塩浜児童館、子育て支援機能を併せ持つこども子育て交流プラザがあります。18歳未満のこどもとその保護者が自由に利用でき、遊びや季節の行事など、さまざまな体験活動を通して、こどもたちの健やかな成長を支えています。

こどもの家



ワンフロアの大きな部屋で、自由に好きな遊びを楽しめます。おもちゃの貸出もあります。

所 諏訪栄町 22-25
（すわ公園交流館２階）
問 351-3933

北部児童館



広い庭にはボールや乗用遊具があり、砂遊びもできます。工作やクッキングイベントも人気です。

所 富州原町 31-50
問 364-5444

こども子育て交流プラザ



広い多目的ホールや図書室もあり、思い思いの遊びを楽しめます。土・日曜日、祝日も開館しています。

所 東新町26-32(橋北交流会館4階)
問 330-5020

塩浜子育て支援センター・塩浜児童館が移転リニューアル！

12月1日(火)から



子育て支援センター保育室



児童館専用の広々とした庭

塩浜子育て支援センターと塩浜児童館が、三重北勢健康増進センター（ヘルスプラザ）の建物東側へ移転します。移転先では、保育室や遊戯室などのスペースが広くなり、より利用しやすい施設となります。

INTERVIEW！

こどもも大人も、ほっとできる場所に

移転後は、新しい環境を生かし、こどもたちがのびのびと過ごしながら、さまざまな遊びや活動を楽しめる児童館にしていきたいです。

子育て中は、ちょっとしたことでも誰かに話を聞いてほしいと思うことがあると思います。こどもたちと一緒に遊んだり、子育てのことをお話ししたり、保護者の息抜きの場としても利用してもらえたらうれしいです。

児童厚生員の皆さん



みんなでつくろう！ こどもの「居場所」

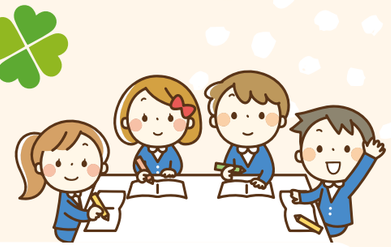

こどもの居場所とは、例えば、こどもたちが「楽しく過ごせる場所」や「安心できる」と思える場所を言います。本市では、こどもたちの意見を大切にしながら、安心して過ごせる居場所を考えています。

小・中学生のための体験ができる居場所づくり







さまざまな体験ができ、屋内で遊べる居場所です。勉強をしたり、おもちゃやゲームで遊んだりすることができます。

対 市内に在住する小・中学生
時 第1水曜日、第3土曜日 14：00 ～ 19：00
所 あさけプラザ



９月の体験イベント
「ポンポンこにゅうどうくんをつくろう」

ここがPOINT!
- 月１回さまざまな体験イベントを実施
- 中学生は19:00まで利用できる
  ※小学生は17：00まで（夏季は17:30まで）

小学生高学年（４～６年生）のための身近な居場所づくり

八郷・内部・内部東小学校の４～６年生を対象に行っています。







高校生年代のための自由な居場所「ヤスジマベース」

学校や塾、家の“あいだ”で過ごせる秘密基地のような居場所です。





自由に使える学習スペース

ここがPOINT!
- どんな過ごし方でもOK。おしゃべり、勉強、推し活など
- ひとりでも、複数人でも、好きな時に利用できる
- スタッフが２人常駐しているので、安心・安全

対 高校生年代 時 毎週水・木・金・日曜日 15：00 ～ 19：00 所 トナリエ四日市４階

こども・若者の皆さん、困ったこと・聞いてほしいことはありませんか？

皆さんは、差別されずに、安心して過ごす権利があります。本市はその権利を守り、皆さんの声を大切にします。おうちのことや学校のことについて、相談したいことがあるときは、右記の二次元コードを見て連絡してください。

相談先

●この特集についてのお問い合わせ・ご意見は こども未来課 TEL 354-8038 FAX 354-8061